

記載例 (退職、休職等で、未徴収税額を一括徴収するとき)

※一括徴収とは、特別徴収義務者が退職者等の未徴収税額の全部を最後の給与等から差し引いて納入する方法です。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

◎異動があった場合は、翌月の10日までに必ず提出してください。

使市用町備料 (8 年度) 両年度
年度を記入してください

異動届出書を市役所へ提出される日を記入してください。

異動された納税者名等を記入してください。婚姻等で姓が変更の場合は旧姓欄に記入してください。

異動された方の新住所を記入してください。

税額通知書でお知らせした指定番号、宛名番号を記入してください。

記載内容について確認させていただき場合の連絡先を記入してください。

未徴収税額を一括徴収する場合は「2」と記入し、下の「一括徴収の場合」欄を記入してください。

(宛先) 川越市長	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地 〒 350-0062 川越市元町 1-3-1	特別徴収義務者指定番号 97-029076
令和 8 年 12 月 1 日提出		フリガナ カブシキガイシャ カワゴエ	宛名番号 3
		氏名又は名称 株式会社 かわごえ	所属 経理課 給与係
		個人番号又は法人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	担当者氏名 山田 花子
			連絡先電話 (049) 224-8811 内線 ()
フリガナ スズキ イチロウ	氏名 鈴木 一郎 (旧姓)	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 253,000 円	(イ) 徴収済額 127,000 円
生年月日 昭和 41 年 4 月 5 日	個人番号 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 126,000 円	異動年月日 8 年 11 月 1 日
受給者番号 1 2 3 4 5 6	1 月 1 日現在の住所 川越市大手町 11-6	異動後の住所 志木市本町 1-1-1	異動の事由 1. 退職・長欠 2. 転職 3. 死亡 4. 死 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他
			異動後の未徴収税額の徴収方法 2. 一括徴収

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者指定番号	新規	法人番号	所在地	担当	所属	徴収し、納入します。
フリガナ	特別徴収税額通知書に記載された個人の合計年税額を記入してください。	徴収していただいた月と月割額の合計額を記入してください。	特別徴収税額 (年税額) から徴収済額を差し引いた残額を記入してください。	1. 必要 2. 不要		

一括徴収の理由について、該当の番号を記入してください。

必ず納入書の納入月を記入してください。

2. 一括徴収の場合

理由 1. 異動が令和 8 年 12 月 31 日までに、一括徴収の申出があったため。	徴収予定日	徴収予定額 (上記 (ウ) と同額)	左記の一括徴収した税額は、12 月分 (翌月 10 日納入期限分) で納入します。
理由 2. 異動が令和 9 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため。	12 月 20 日	126,000 円	

3. 普通徴収の場合

理由 1. 異動が令和 8 年 12 月 31 日までに、一括徴収の申出がないため。	※市町村記入欄 A D L A N
理由 2. 令和 9 年 5 月 31 日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため。	
理由 3. 死亡による退職であるため。	

【提出先】〒350-8601 川越市元町 1 丁目 3 番地 1 川越市役所 本庁舎 2 階 市民税課 市民税第一・第二担当 TEL (049) 224-5640 (直通)/FAX (049) 226-2540